

人間文化研究機構と企業等との共同研究規程

平成16年11月15日
人間文化研究機構規程第69号
平成20年10月24日改正
平成23年11月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）における企業等との共同研究の取扱いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「共同研究」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 機構において、企業等から研究者及び研究経費等を受け入れて、機構の職員が当該企業等の研究者と共通の課題について共同して行う研究
 - (2) 機構において、企業等から研究者及び研究経費等、又は研究経費等を受け入れて、機構及び企業等において共通の課題について分担して行う研究
- 2 この規程において「企業等共同研究員」とは、企業等において、現に研究業務に従事しており、共同研究のために在職のまま機構に派遣される者をいう。
- 3 この規程において「知的財産権」とは、別に定める人間文化研究機構知的財産規則第3条第1項に規定する知的財産権をいう。
- 4 この規程において「専用実施権」とは、次の各号に掲げるものをいう。
- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する専用実施権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する専用実施権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する専用実施権及び商標法（昭和34年法律第127号）に規定する専用使用権
 - (2) 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する専用利用権
 - (3) 種苗法（平成10年法律第83号）に規定する専用利用権
 - (4) プログラム等の著作物に係る著作権について独占的に実施をする権利
 - (5) 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、機構と企業等が協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）について独占的に実施をする権利
- 5 この規程において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。
- 6 この規程において「研究担当者」とは、共同研究に従事する機構又は企業等に属する研究者をいう。

(受入の原則)

第3条 共同研究の受入は、共同研究が機構の主体性のもとに推進できるものであり、かつ、機構の研究上有意義であり、本来の研究に支障を生じるおそれがないことを原則とする。

(受入条件)

第4条 共同研究の受入条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 共同研究は、企業等の長が一方的に中止又は延長することはできない。ただし、企業等

の長から中止または延長の申し出があった場合には、企業等の長と協議のうえ、機構が設置する大学共同利用機関（以下「機関」という。）の長が決定し、その旨を機構長及び企業等の長に報告するものとする。

- (2) 企業等の長は、原則として、共同研究に要する経費（以下「共同研究費」という。）の全額を第7条第2項で規定する共同研究契約（以下「契約」という。）の締結後、機関の指定する日までに支払うものとする。
- (3) 前号にかかわらず、次に該当する場合は、企業等の長は、分割納入又は後納することができる。
 - ① 共同研究期間が複数年度にまたがる場合で、年度毎に分割納入する場合
 - ② 企業等が国の機関若しくは独立行政法人、公団等の政府関係機関又は地方公共団体である場合
 - ③ その他、機関の長と企業等の長との協議に基づき、機関の長が特に必要と認めた場合

（申込み）

第5条 共同研究の申込みをしようとする企業等の長は、共同研究申込書（別記様式1）（以下「申込書」という。）を、当該共同研究の研究代表者となる機関の職員が所属する機関の長に提出するものとする。

（受入の決定）

第6条 共同研究の受入の決定は、機構長が機関の長に委任するものとする。

2 機関の長は、機関の所定の会議等の議を経たうえで受入を決定する。

（契約の締結）

第7条 契約の締結は、機構長が機関の長に委任するものとする。

2 機関の長は、前条の決定を行ったときは、企業等の長と契約を締結するものとする。

（受入の報告）

第8条 機関の長は、前条の契約を締結した場合は、次の各号の書類を添えて速やかに機構長へ報告するものとする。

- (1) 共同研究申込書の写し
- (2) 共同研究の概要（公募型の共同研究の場合は、応募書類の写しでも可）
- (3) 契約書の写し

（共同研究費の算定）

第9条 共同研究費は、次の各号に掲げる経費の合計額とする。

- (1) 共同研究の遂行に直接必要な経費（以下「直接経費」という。）
 - (2) 共同研究の遂行に関連して直接経費以外に必要な経費（以下「間接経費」という。）
 - (3) 企業等共同研究員の受入れに必要な研究料（以下「研究料」という。）
- 2 共同研究を受け入れる機関は、施設・設備を当該共同研究の用に供するとともに、当該施設・設備の維持管理に必要な経常経費等を負担するものとする。
 - 3 企業等は、共同研究が第2条第1項第2号に定めるものであるときは、企業等における研究に要する経費等を負担するものとする。
 - 4 機構は、必要に応じ、予算の範囲内において、直接経費の一部を負担することができる。
 - 5 直接経費、間接経費及び研究料は、別に定める人間文化研究機構受託研究等経費算定規程に基づき算定する。

(設備の帰属)

第10条 機構が、共同研究費により、研究の必要上取得した設備等は、機構の帰属とする。

- 2 前条第3項の経費により、企業等において、研究の必要上取得した設備等は、企業等の帰属とする。
- 3 機構は、企業等が提供する共同研究に必要な設備等（以下「提供設備等」という。）を無償で受け入れ、機構及び企業等の研究担当者が共同で使用する。
- 4 提供設備等の搬入、据付け、撤去及び搬出に要する経費は、企業等が負担するものとする。また、共同研究を完了し、又は中止したときは、その時点の状態で提供設備等を企業等に返還するものとする。
- 5 提供設備等に瑕疵があったことに起因して、機構が損害を被ったときは、企業等は、これを賠償しなければならない。
- 6 機構は、共同研究の期間中に機構の職員の使用上の瑕疵により、提供設備等に損害を与えたときは、企業等に対して賠償するものとする。

(共同研究費の変更)

第11条 機構は、共同研究の契約期間中において、共同研究費に不足が予想される場合には、共同研究費の増額について、企業等と協議することができる。

(契約の解除等)

第12条 機構又は企業等は、次の各号のいずれかに該当し、相手方に催告のうえ、是正されないときは契約を解除するものとする。

- (1) 相手方が契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき
- (2) 相手方が締結した契約の内容に違反したとき
- 2 機構及び企業等は、天災その他やむを得ない事由により共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、機構及び企業等はその責めを負わないものとする。
- 3 機構は、天災その他やむを得ない事由により契約を解除するときは、納入された共同研究費から既に使用された経費を控除した額の全額又は一部の額を返還するものとする。

(出願等)

第13条 機構長又は企業等の長は、共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相手方に通報しなければならない。

- 2 機構長又は企業等の長は、それぞれの研究担当者が共同研究の結果、それぞれ独自に発明等を行った知的財産権（ただし、著作権及びノウハウは除く。）の出願又は申請については、当該発明等を独自に行ったことについて、あらかじめ、相手方の同意を得るものとする。
- 3 機構長及び企業等の長は、それぞれの研究担当者が共同研究の結果、共同して発明等を行い知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）を共有する場合は、機構及び企業等は、当該知的財産権に係る双方の持分等を定めた知的財産権持分契約を締結する。ただし、機構又は企業等が相手方から当該知的財産権を承継した場合は、この限りではない。
- 4 前項により、共有する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）に係る出願又は申請（以下「出願等」という。）を行うときは、機構及び企業等が共同して出願等を行うものとする。
- 5 機構及び企業等は、共同研究の成果のうちノウハウに該当するものについては、協議の上、速やかにノウハウとして指定するものとする。

(知的財産権の管理費用)

第14条 機構及び企業等は、共有に係る知的財産権の管理に要する費用（弁理士費用、出願料及び維持費等）を別段の定めがある場合を除き、その持分に応じて負担するものとする。

(優先的实施)

第15条 機構は、企業等又は企業等の指定する者が本共同研究の結果生じた発明等であって機構に承継された知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「機構に承継された知的財産権」という。）の優先的实施を希望する場合には、出願等のときから一定の期間優先的に実施をさせることができる。

2 機構は、前項により機構に承継された知的財産権を優先的に実施させた者から、その期間の更新を求められたときは、その者と協議の上、必要な期間を更新することができる。

(優先的实施の中止)

第16条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、機構に承継された知的財産権を優先的に実施させることを中止することができる。

- (1) 優先的实施期間中、契約に定める年次以降において正当な理由がなく、実施されなかったとき
- (2) 機構に承継された知的財産権を優先的に実施させることが、公共の利益を著しく損なう恐れがあると認められるとき
- (3) 企業等又は企業等が指定する者が、自ら中止を希望するとき

(持分の譲渡等)

第17条 機構は、機構に承継された知的財産権を、企業等又は、機構と企業等が協議のうえ指定した者に限り譲渡又は専用実施権を設定することができる。

2 機構は、企業等以外の者への共有する機構に承継された知的財産権の譲渡及び専用実施権の設定に当たっては、あらかじめ企業等の書面による同意を得なければならない。

(第三者に対する実施の許諾)

第18条 機構は、第16条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、企業等及び企業等の指定する者の意見を聴取の上、企業等及び企業等の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し機構に承継された知的財産権の実施を許諾することができる。

2 企業等は、共有に係る知的財産権を出願等したときから、第三者に対し実施の許諾を行うことができる。この場合、機構は第16条第1項第1号に該当する場合を除き、共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ第三者に実施許諾を行わないものとする。

(実施契約)

第19条 機構は、機構に承継された知的財産権が実施される場合、原則として、持分に応じた実施料の支払等を定めた実施契約を締結するものとする。

(知的財産権の放棄)

第20条 機構又は企業等は、共有に係る知的財産権を放棄しようとする場合には、放棄する前に、その旨を相互に相手方に通知するものとする。

(研究成果の報告)

第21条 機関及び企業等は、共同研究が完了したときは、双方協力して、本共同研究の実施期

間中に得られた研究成果についての報告書を取りまとめるものとする。

(著作者人格権)

第22条 機構及び企業等の長は、共同研究に基づきプログラム等が得られた場合、当該著作を行った者が著作権法（昭和45年法律第48号）第18条から第20条までに規定する著作者人格権を行使しないよう措置するものとする。

(秘密の保持)

第23条 機構又は企業等は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを研究担当者以外の第三者に開示してはならない。ただし、それらの情報が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 既に公知の情報であるもの
- (2) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に保有していた情報であるもの
- (4) 相手方から知り得た情報によらないで独自に創出又は発見したことが書面により立証できるもの
- (5) 他の規程等に別段の定めがあるもの

(研究成果の公表)

第24条 機構又は企業等は、共同研究によって得られた研究成果について、前条で規定する秘密の保持の義務を遵守し、相手方の同意を得たうえで、公表することができる。

(その他)

第25条 この規程に定めるもののほか、企業等との共同研究の取扱いに関し必要な事項は、機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月15日から施行する。

別記様式1（第5条関係）

共同研究申込書

平成 年 月 日

大学共同利用機関法人
人間文化研究機構
○○○○○○長 殿

住 所
名 称
代表者

印

人間文化研究機構と企業等との共同研究規程を承諾し、下記のとおり共同研究を申込みます。

記

| | | |
|----------------------------------|----------------------|--|
| 1. 研究課題 | | |
| 2. 研究目的及び内容 | | |
| 3. 研究期間 | 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで | |
| 4. 研究実施場所 | | |
| 5. 研究に要する 経費の負担額 (消費税等を含む) | 直接経費 | |
| | 間接経費 | |
| | 研究料 | |
| | 計 | |
| 6. 企業等共同研究員 (所属・職・氏名) | | |
| 7. 希望する研究担当者 (所属・職・氏名) | | |
| 8. 提供設備等 | | |
| 9. その他 | | |

※希望する研究担当者が複数ある場合は、研究代表者となる者に○印を付すこと